第4-(6)号様式

付表2-2

## 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用] 課 税 期 間 氏名又は名称 税率3%適用分税率4%適用分税率6.3%適用分旧税率分小計X Ħ (A+B+C)В С Α (1) 課税売上額(税抜き ) (2) 免 税 売 -額 非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額 課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) (5) 課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) 非 税 売 上 額 6 資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) (7) (8) 課 税 売 上 割 合 ( 4) / ⑦ %] (9) 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) (①八槽×3/103) (何B欄×4/105) (例と欄×6.3/108) ※位表2-1の@V概へ 課税仕入れに係る消費税額 (10) ※①及び©欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 特定課税仕入れに係る支払対価の額⑩ ※付表2-1のG2X欄へ 特定課税仕入れに係る消費税額の ※付表2-1の@X欄へ 課税貨物に係る消費税額⑬ ※付表2-1の@X欄へ 納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額の調整 (加算又は減算)額 (14) ※付表2-1の⑤X欄〜 課税仕入れ等の税額の合計額 (15)  $(10+12+13\pm14)$ 課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 【No.97】課税売上高が5億円超又は課税売上割合 が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに (追の金額) 課 5 課95 係る消費税額を全額控除していませんか。 (5)のうち、課税売上げにのみ要するもの 税億税% 個 売 売 未 対 が 対 協のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の 上満個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 ※付表2-1の®X欄~ 上超 (19)  $(1) + (1 \times 4 / 7)$ 高又合場一括比例配分方式により控除する課税仕入れ ※付表2-1の@X欄へ がはが合 等の税額 (⑮×④/⑦) 控の課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る ※付表2-1の②X欄へ 21) 消費税額の調整(加算又は減算)額 除 ※付表2-1の②X欄へ 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) (22) に転用した場合の調整(加算又は減算)額 税 居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用に供した(譲渡した)場合の加算額 額整 ※付表1-2の④A欄へ ※付表1-2の④B欄へ ※付表1-2の④C欄へ ※付表2-1の@X欄へ 壮 象 仕 入 貊 除 税 (24) [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±②+⑳]がプラスの時 ※付表1-2の③A欄へ ※付表1-2の(3)B欄へ ※付表1-2の③C欄へ ※付表2-1の®X欄へ 引控 税 除過大調整 貊 (25) [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓]がマイナスの時 ※付表1-2の③A欄へ ※付表1-2の③B欄へ ※付表1-2の©C欄へ ※付表2-1の個X欄~ 貸 倒回収に係る消費税 (26)

生意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

<sup>1</sup> 服務の対象においては、11 不適か需要な30分にこの。 1 服務率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。 2 ⑦ 78 78 00 Y関連 人士型-10 に関か料管1 を終いる過去と

<sup>3</sup> ②、①及び③のX欄は、付去2-1のF欄を計算した後に記載する。
4 ②及び③歯には、値引き、剤展し、剤引きなど仕入対価の返還等の金額がふる場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。